

協議事項(1):R7 年度地域公共交通網形成計画の別紙について

1. 地域公共交通網形成計画について

(1)地域公共交通網形成計画について

知立市のこれからの公共交通の将来像をまとめた計画で、計画期間は2026(R8)年度までとなっており、31 年度から本計画に基づき様々な施策の実施や検討を行っている。
※関係法令の改正により、「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」と読み替えることが可能となっている。

(2)地域間幹線系統について

複数の市町村にまたがる系統は「地域間幹線系統」として、地域の住民の移動を支える重要な役割を果たしている。
本市においては、豊田市と接続する2(パープル)コース、刈谷市と接続する3(オレンジ)コース及び4(ブルー)コースの3路線が、地域間幹線系統に該当する。

(3)地域間幹線系統補助について

地域間幹線系統のうち、運送収入(運賃)のみでは、事業採算が確保できない系統を維持するため、欠損額の最大1/2を国が補助する制度である。

2. 補助金の申請について

(1)地域公共交通網形成計画の別紙について

補助金を受けるにあたり、地域公共交通網形成計画の別紙を作成し、本会議で協議を実施する必要がある。
今回は令和7年度事業(補助期間:令和6年10月1日～令和7年9月30日)について協議を実施する。



地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費
予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額

○ 補助率
1/2

○ 主な補助要件
都道府県等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統であり(※1)。
・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること
・複数市町村にまたがる系統であること(平成13年3月31日時点で判定)
・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
・輸送量が15人～150人/日と見込まれること
※1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)
※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)
・経常赤字が見込まれること

<補助対象経費算定方法>
予測費用
(事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ)
－
予測収益
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

※1: 令和6年度までは経過措置により、令和2年度以前の生活交通確保維持改善計画等による申請も可能。

